

三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和 5 年 3 月 28 日

一部改正 令和 5 年 9 月 8 日

一部改正 令和 6 年 11 月 22 日

一部改正 令和 7 年 3 月 28 日

一部改正 令和 8 年 8 月 13 日

〔三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町〕

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項に基づき、三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成する。

I 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画について

1. 本計画の作成趣旨

本県においては、令和 2 年 3 月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（別紙 1）に基づき、持続可能なもうかる農業の実現に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めている。その中で、農業生産工程管理（GAP）、土壌診断に基づく土づくりや施肥改善、総合防除の取組を「みえの安全・安心農業生産方式」として、その取組拡大に向けて重点的に推進している。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和 3 年 5 月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和 4 年には同戦略の実現をめざす法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところである。

この計画は、同基本方針に基づき、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画がめざす施策の方向性を踏まえつつ、三重県における環境と調和した農林漁業の実現をめざし、環境負荷低減事業活動の展開方向を示すこととする。

2. 計画の位置付け

この計画は、みどりの食料システム法第 16 条第 1 項に基づき、市町及び県が共同して作成する三重県における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に位置付けるとともに、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 7 条第 1 項に基づく県の有機農業の推進に関する施策についての計画として位置付ける。

3. 計画の期間

この計画の期間は、5 年間（令和 5 年度から令和 9 年度まで）とする。

なお、特定区域の追加や情勢の変化、目標達成の状況により、期間内であっても見直しを行うことができるものとする。

II 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

目標指標	基準（令和 2 年度）	目標（令和 9 年度）
環境負荷低減事業活動に取り組む件数（者）※ ¹	一件	250 件
有機農業の取組面積※ ²	238ha	300ha

※¹ 環境負荷低減事業活動実施計画認定者数

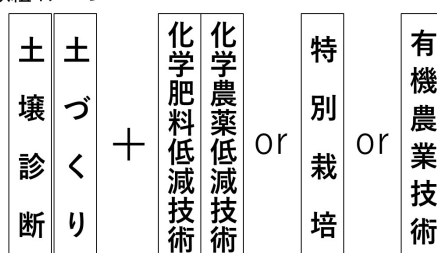
※² 有機 J A S を取得している面積（国内における有機 J A S ほ場の面積（農林水産省公表データ））＋有機 J A S を取得していない面積（有機農業の取組面積等実態調査（農林水産省調査：三重県報告分））

III 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

1. 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

取組に当たっては、土壌診断の結果に基づく有機質資材の投入による土づくりを基本として、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術に取り組む持続的な農業生産方式、特別栽培（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 4 年 10 月 1 日付け 4 食流第 3889 号農林水産省総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）に基づく特別栽培をいう。以下同じ。）、有機農業（有機農業の推進に関する法律第 2 条に規定する有機農業をいう。以下同じ。）を推進する。

<取組イメージ>



(1) 有機質資材施用技術（土づくり）

ア 堆肥等施用技術

堆肥その他の有機質資材であって炭素窒素比（C/N 比）がおおむね 10～150 の範囲にあるものを農地に施用する技術。

イ 緑肥作物利用技術

緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術。

(2) 化学肥料低減技術

ア 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術。

イ 肥効調節型肥料施用技術

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術。

ウ 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術。

エ その他化学肥料低減に資すると県が認める技術導入に係る取組（別紙 2 参照）

(3) 化学農薬低減技術

ア 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術。

イ 機械除草技術

有害植物を機械的方法により駆除する技術。

ウ 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するため小動物を農地で放し飼いする技術。

エ 生物農薬利用技術

天敵や微生物を利用する技術。

オ 対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する

植物を栽培する技術。

カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術。

キ 天然物質由来農薬利用技術

有機農産物の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号)別表 2 に掲げる農薬(有効成分が化学的に合成されていないものに限る。)を利用する技術。

ク 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術。

ケ 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術。

コ 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術。

サ 被覆栽培技術

農作物に有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術。

シ フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第 3 条第 1 項に基づく登録を受けたものを使用する技術。

ス マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術。

セ 蒸気処理技術

蒸気で地表面を瞬間的に加熱し、雑草や病害虫を駆除する技術。

ソ 茶における裾刈り技術

茶栽培における裾刈り、整剪枝を実施し、病害虫の発生を防止する技術。

タ その他化学合成農薬低減に資すると県が認める技術導入に係る取組(別紙 2 参照)

(4) 特別栽培・有機農業

特別栽培、有機農業の取組。

2. 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

以下の取組を推進し、温室効果ガスの排出量の削減を進める。

(1) 施設園芸における省エネルギー化の取組

- ① ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入
- ② 内張、外張の多層化や保温性の高い被覆資材の利用による温室の保温性向上
- ③ 温度ムラの改善や変温管理の実施、作物の局所加温技術の導入
- ④ その他施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定2版）（平成30年10月4日付け30生産第1231号農林水産省生産局長通知）に記載される省エネルギー化に資する取組

(2) 農業機械の省エネルギー化の取組

- ① 自動操舵装置を備えたトラクター等の利用による燃料使用量の削減
- ② バイオ燃料の使用

(3) 畜産における取組

- ① 家畜排せつ物処理方法の変更によるメタン・一酸化二窒素の発生抑制
家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、自動攪拌機やエアレーション装置等^{かくはん}を利用し、堆積発酵から強制発酵へ転換するなど、よりメタン・一酸化二窒素の発生が少ない処理方法に転換する。
- ② アミノ酸バランス改善飼料の給与による一酸化二窒素の発生抑制
アミノ酸バランスを整えて不必要なタンパク質を除外した飼料を家畜に給与することにより、窒素排出量を抑え、一酸化二窒素の削減につなげる。
- ③ 飼料及び飼料添加物等の給与によるメタンガス排出量削減
メタン削減効果が明らかとなっている飼料や飼料添加物（カシューナッツ殻液等）を牛に給与することにより、第一胃由来のメタン排出量を削減する。

(4) 林業における取組

- ① 素材生産における省エネルギー化の取組
伐倒、造材等の生産工程において、省エネルギータイプの高性能林業機械等の導入により、燃油使用量を削減する。また、林地残材等の未利用材を有効活用し、移動式チップー等を使用した効率的な木質バイオマス燃料の生産及び施設園芸・特用林産物生産における利活用拡大に向けた取組により、化石燃料の使用量を低減する。
- ② 特用林産物生産における省エネルギー化の取組
ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、保温性の高い被覆資材の利用等により、燃油使用量を削減する。

(5) その他

① 水田における中干し期間の延長等によるメタン排出量削減の取組

水田における中干し期間の延長や収穫後の稲わらを早期にほ場にすき込むことで、水田土壌内のメタン生成菌の活動を抑制し、メタン排出量を削減する。

② 茶園土壌における一酸化二窒素の排出抑制の取組

茶の栽培において、硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施用や整剪枝残さのすき込みにより、一酸化二窒素の排出量を削減する。

3. 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

以下の取組を推進する。

(1) 化石資源由来のプラスチック資材の使用削減、排出又は流出の抑制の取組

- ① プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切替え等の代替技術の導入
- ② 浅水代かきや排水溝ネット設置、畔塗りの徹底等の畦畔管理等によるプラスチック被膜肥料の被膜殻のほ場外への流出抑制
- ③ 生分解性マルチの活用による廃プラスチックの排出抑制

(2) 土壌を使用しない栽培技術における化学肥料・化学農薬使用量を削減する取組

- ① 環境制御装置の導入や健全苗の使用、廃液の再利用、天敵の活用等による化学肥料・化学農薬の使用削減

(3) バイオ炭の農地利用

もみ殻や果樹剪定枝、木竹等を原料とする「バイオ炭」を土壌に施用することにより、本来であれば排出される二酸化炭素を、難分解性の炭素として土壌に貯留する技術。

なお、施用に当たっては、「バイオ炭の使用量上限の目安について」（農林水産省）等を参照し、過剰な施用により作物の生育に悪影響が生じないように留意すること。

4. 県として特に推進する環境負荷低減事業活動

農業において生産性の向上と持続性の両立をめざし、別紙2の環境負荷低減事業活動を特に推進することとする。

IV 特定区域を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容は、別紙3のとおり設

定する。

V 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容

1. 新品種の育成・普及

農業研究所において、化学農薬の削減に資する病害虫抵抗性を備え、かつ、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で栽培しやすい県独自品種（品目：稲、かんきつ、茶、いちご、なばな等）の育成を行う。

2. 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりに必要な堆肥について、県内の畜産農家、県内外の農業者団体や関係企業等と連携しつつ、需給の適切なマッチングに努める。特に耕種農家のニーズに的確に対応する観点から、完熟化、ペレット化、化学肥料とのブレンド等により堆肥の高品質化を図るため、加工や輸送を担う肥料メーカーと畜産農家との連携を推進する。

3. スマート農業技術の活用

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与する。このため、生産工程をデータで「見える化」し生産管理手法の改善を図るなど、スマート農業技術の活用を進めるため、県内の大学や企業等と生産者との連携を推進する。

VI 環境負荷低減事業活動により生産された農林産物の流通及び消費の促進

環境負荷低減事業活動により生産された農林産物について、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」や有機JAS等の認証取得を推進するとともに、県内の小売店、飲食店、企業食堂、観光事業者等におけるニーズ把握や試験販売、マッチング支援やPRイベントを通じた情報発信、生産者と消費者の交流等により、消費者の理解増進、販路拡大に取り組み、付加価値の向上を図る。

また、学校給食において、地産地消とともに環境負荷低減事業活動により生産された農林産物の活用を推進することで、食育を通じた理解の増進を図る。

特に、有機農業については、生産、流通、消費が連携する産地モデルの創出を図り、そのノウハウを活用することで、県内での有機農業の取組の拡大をめざす。

さらに、国とも積極的に連携し、環境負荷低減の「見える化」の実証に参画するなどにより、生産から消費に至る食料システムの県内関係者に、環境負荷低減に取り組む価値を訴求する取組に努めることとする。

Ⅶ その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、県と市町が連携し、特定区域の積極的な設定を通じて地域のモデル的な取組を創出することをめざす。

また、施策の推進に当たっては、環境保全型農業直接支払交付金による支援やみどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減技術に係る指導員育成や技術実証とマニュアル化、有機農業生産者のネットワークづくりの支援など、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとする。

併せて、林業においては、Jークレジットの創出等のGX（グリーントランスフォーメーション）の取組を通じてカーボンニュートラルを実現するため、森林吸収源の機能強化を促進することとする。

（別紙１）三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

（別紙２）特に推進する環境負荷低減事業活動

（別紙３）特定区域の区域及び事業活動の内容